

磯子区あなたの提案実現事業補助金交付要綱

制定 平成 19 年 5 月 24 日 磯福第 585 号 (区長決裁)
最近改正 平成 22 年 3 月 3 日 磯福第 1964 号 (区長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチ ON 磯子」に基づく「あなたの提案実現事業」に対して補助金を交付することにより、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを支援することを目的とする。

2 磯子区あなたの提案実現事業補助金の交付については、横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 26 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(対象団体)

第 3 条 この要綱における補助金の交付対象団体は、次の各号に定める要件を全て満たす団体（以下「補助団体」という。）とする。

- (1) おもに磯子区内で活動していること
- (2) 3 人以上の会員で組織していること
- (3) 組織の運営に関する規則等があること
- (4) 磯子区社会福祉協議会によるいそごふれあい助成金の交付を受けていないこと

(対象となる事業)

第 4 条 この要綱における補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 磯子区地域福祉保健計画の推進につながる、地域に根ざした福祉保健活動であること
- (2) 実現の可能性が高く、具体的な効果や成果が期待できる事業であること
- (3) 将来に向けて継続性が認められる事業であること
- (4) 当該事業を実施する地区におけるスイッチ ON 磯子地区推進委員会から事業実施を了承する旨の副申を得ていること

2 前項の規定に関わらず、次の各号に定める事業は対象外とする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (3) 政治、宗教、選挙活動に関する事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) 横浜市及び横浜市の外郭団体から当該事業に補助を受けている事業
- (6) その他区長が適当でないと認める事業

(対象経費)

第 5 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、補助団体が補助事業を実施するにあたって、当該年度に直接要する経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に定める経費は、補助の対象外とする。

- (1) 人件費
- (2) 事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
- (3) その他磯子区長（以下「区長」という。）が不適当と認める経費

(交付金額)

第6条 補助金の交付金額は、50,000円以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年5月の末日とする。なお、必要があれば別に提出期日を定めることもできることとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体は、磯子区あなたの提案実現事業補助金交付申請書(第1号様式)及び団体の役員・会員名簿(第2号様式)を提出しなければならない。なお、補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する事項については、次項に定める様式に記載することとする。

3 補助金規則第5条第2項の規定により申請書に添付する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 磯子区あなたの提案実現事業実施計画書(第3号様式)

(2) 磯子区あなたの提案実現事業収支予算書(第4号様式)

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と定める補助金交付申請書への添付書類は、規約、定款その他これらに類する書類とする。

5 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(交付の審査)

第8条 補助金規則第6条第1項の規定による補助団体及び補助事業の審査は、別に定める磯子区あなたの提案実現事業選定委員会で行うものとする。ただし、選定にあたっては前年度までに当該補助金の交付を受けていない団体を優先し、前年度までに当該補助金の交付を受けたことがある団体については、交付回数の少ない団体を優先する。

(交付決定通知)

第9条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、磯子区あなたの提案実現事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、磯子区あなたの提案実現事業補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第10条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、磯子区あなたの提案実現事業選定委員会が必要と認めた条件とする。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(中間報告)

第12条 補助団体は、事業を開始してから一定の期間が経過した時点で、中間報告資料として、磯子区あなたの提案実現事業中間報告書(第7号様式)又は事業活動紹介資料を区長へ提出しなければならない。なお、中間報告資料及び提出期限は別に定めるものとする。

(実績報告)

第13条 補助金規則第14条第1項の規定により補助団体が市長への報告に用いる書類は、次の各

号に定める様式を用いなければならない。

(1) 第14条第1項第1号に基づく書類

磯子区あなたの提案実現事業実施報告書（第8号様式）

(2) 第14条第1項第2号に基づく書類

ア 磯子区あなたの提案実現事業収支決算書（第9号様式）

イ 磯子区あなたの提案実現事業領収書等提出用紙（第10号様式）

2 補助金規則第14条第1項第2号に基づき提出する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し（以下「領収書等」という。）は、前項第2号に定める磯子区あなたの提案実現事業領収書等提出用紙（第10号様式）に貼付して提出するものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第14条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、磯子区あなたの提案実現事業補助金交付確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

（交付の時期の例外）

第15条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助団体の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金等を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

（交付の請求）

第16条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、磯子区あなたの提案実現事業補助金交付請求書（第12号様式）により行わなければならない。

（決定の取消し）

第17条 補助金規則第19条第3項の規定による補助金交付決定の取消し通知は、磯子区あなたの提案実現事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第18条 補助金規則第20条第1項の規定により、補助金の返還を命ずる場合は、磯子区あなたの提案実現事業補助金返還命令書（第14号様式）により行うものとする。

（関係書類の保存期間）

第19条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（書類の閲覧）

第20条 補助団体及び市長は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 第7条第2項に規定する磯子区あなたの提案実現事業補助金交付申請書

(2) 第7条第3項第1号に規定する磯子区あなたの提案実現事業実施計画書

(3) 第7条第3項第2号に規定する磯子区あなたの提案実現事業収支予算書

(4) 第7条第4項に規定する規約、定款その他これらに類する書類

(5) 第9条第2項に規定する磯子区あなたの提案実現事業補助金交付決定通知書

(6) 第13条第1項第1号に規定する磯子区あなたの提案実現事業実施報告書

(7) 第13条第1項第2号アに規定する磯子区あなたの提案実現事業収支決算書

2 前項の規定による閲覧は、横浜市市民活動推進条例施行規則第4条の規定に基づき、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助団体	市長
閲覧場所	補助団体の事務所又は補助団体が指定する場所	磯子区福祉保健課
閲覧時間	補助団体が指定する時間	月曜から金曜までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第20条第1項第1号から5号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、第6号及び第7号に掲げる書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、磯子区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年5月24日から施行する。
- 2 「あなたの提案実現事業実施要綱（平成18年8月17日磯福第1310号）」及び「あなたの提案実現事業助成金交付要綱（平成18年8月17日磯福第1311号）」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。